



(令和2年10月21日 新経済連盟説明資料)

令和元年独占禁止法改正により 導入される新制度について

公正取引委員会
経済取引局総務課
企画室長 山本 大輔

1. 新制度の全体像

課徴金制度のこれまでの改正

	(1977) 昭和52年改正 (課徴金制度導入) (S52.6公布・S52.12施行)	(1991) 平成3年改正 (H3.4公布・H3.7施行)	(2005) 平成17年改正 (H17.4公布・H18.1施行)	(2009) 平成21年改正 (H21.6公布・H22.1施行)																																																										
対象	対象行為 不当な取引制限 ・対価に係るもの ・対価に影響があるもの		対象行為の拡大 + 支配型私的独占 購買カルテル	対象行為の拡大 + 排除型私的独占 共同の取引拒絶 不当廉売・差別対価 再販売価格の拘束 優越的地位の濫用																																																										
算定率	業種別算定率 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>算定率</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業</td><td>2%</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>小売業</td><td>1%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>1.5%</td></tr></tbody></table> (注)算定率は、法人企業統計の経常利益率を基に設定。		算定率	製造業	2%	卸売業	0.5%	小売業	1%	上記以外	1.5%	算定率の引上げ 中小企業軽減算定率の導入 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>原則</th><th>中小企業</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業等</td><td>6%</td><td>3%</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1%</td><td>1%</td></tr><tr><td>小売業</td><td>2%</td><td>1%</td></tr></tbody></table> (注)算定率は、法人企業統計の営業利益率を基に設定。		原則	中小企業	製造業等	6%	3%	卸売業	1%	1%	小売業	2%	1%	算定率の引上げ <table border="1"><thead><tr><th></th><th>原則</th><th>中小企業 (注2)</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業等</td><td>10%</td><td>4%</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>2%</td><td>1%</td></tr><tr><td>小売業</td><td>3%</td><td>1.2%</td></tr></tbody></table> (注1)算定率は、過去の違反事件による不当利得の推計値を基に設定。 (注2)支配型私的独占には適用されない。		原則	中小企業 (注2)	製造業等	10%	4%	卸売業	2%	1%	小売業	3%	1.2%	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>製造業等</th><th>卸売業</th><th>小売業</th></tr></thead><tbody><tr><td>不当な取引制限(注)</td><td>10% (4%)</td><td>2% (1%)</td><td>3% (1.2%)</td></tr><tr><td>私的独占</td><td>10%</td><td>2%</td><td>3%</td></tr><tr><td>排除型</td><td>6%</td><td>1%</td><td>2%</td></tr><tr><td>不公正な取引方法</td><td>3%</td><td>1%</td><td>2%</td></tr><tr><td>優越的地位の濫用</td><td></td><td></td><td>1%</td></tr></tbody></table> (注)括弧内の数字は中小企業に対するもの。		製造業等	卸売業	小売業	不当な取引制限(注)	10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)	私的独占	10%	2%	3%	排除型	6%	1%	2%	不公正な取引方法	3%	1%	2%	優越的地位の濫用			1%
	算定率																																																													
製造業	2%																																																													
卸売業	0.5%																																																													
小売業	1%																																																													
上記以外	1.5%																																																													
	原則	中小企業																																																												
製造業等	6%	3%																																																												
卸売業	1%	1%																																																												
小売業	2%	1%																																																												
	原則	中小企業 (注2)																																																												
製造業等	10%	4%																																																												
卸売業	2%	1%																																																												
小売業	3%	1.2%																																																												
	製造業等	卸売業	小売業																																																											
不当な取引制限(注)	10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)																																																											
私的独占	10%	2%	3%																																																											
排除型	6%	1%	2%																																																											
不公正な取引方法	3%	1%	2%																																																											
優越的地位の濫用			1%																																																											
加減算			繰返し違反行為:5割増し 早期離脱:2割減 課徴金減免制度の導入 ・最大3社まで課徴金を減免	主導的事業者:5割増し 課徴金減免制度の拡充 ・適用事業者数の拡大→最大5社 ・同一企業グループによる共同申請																																																										
その他	裾切り額:20万円未満 除斥期間:3年	裾切り額の引上げ:50万円未満 課徴金対象期間の限定:3年以内	裾切り額の引上げ:100万円未満	除斥期間の延長:5年																																																										

令和元年改正に至る経緯

課題

- 従来の課徴金制度が一律かつ画一的に算定・賦課するものであるため、
 - 事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず一律の減算率となる
 - 違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課すことができない

見直しの方針

- 公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入し、事業者と公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるよう、独占禁止法を改正する。

見直しの効果

- 事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなく、同じ方向を向いて協力して独占禁止法違反行為を排除
 - 複雑な経済環境に応じた必要十分な課徴金の賦課の実現による独占禁止法違反行為に対する抑止力向上
- 公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進

令和元年6月19日 **改正独占禁止法成立**（令和元年法律第45号・令和元年6月26日公布）
令和元年7月26日、令和2年1月1日、同年12月25日の三段階で施行

併せて、新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組として、判別手続を整備

令和元年改正の主な改正内容等

主な改正内容

□課徴金の算定方法の見直し

- ✓ 算定期間を延長、一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎の推計規定を整備
- ✓ 密接関連業務の対価や談合金等を算定基礎に追加
- ✓ 軽減算定率・割増算定率の見直し

□調査協力減算制度の導入等

- ✓ 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加
- ✓ 申請者数の上限を撤廃(全ての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会あり)
- ✓ 事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議

□その他の改正

- ✓ 排除措置命令及び課徴金納付命令の除斥期間の延長
- ✓ 課徴金の延滞金利率の引下げ、検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ、犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備 等

新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組

□判別手続

- ✓ 一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を審査官がその内容に接することなく還付する手続(判別手続)を整備

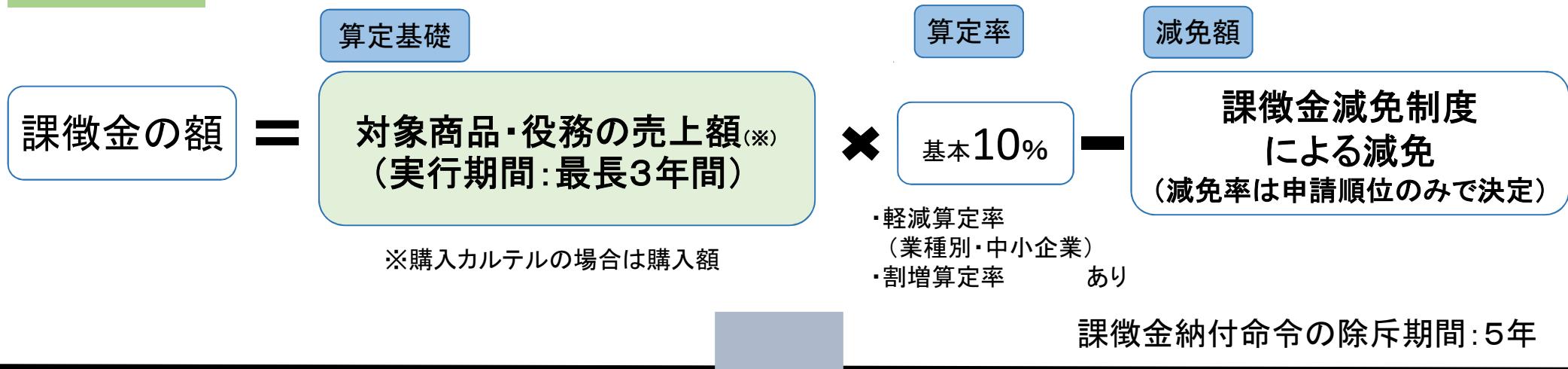
□供述聴取後のメモ作成

- ✓ 課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後その場でメモを作成することができる 4

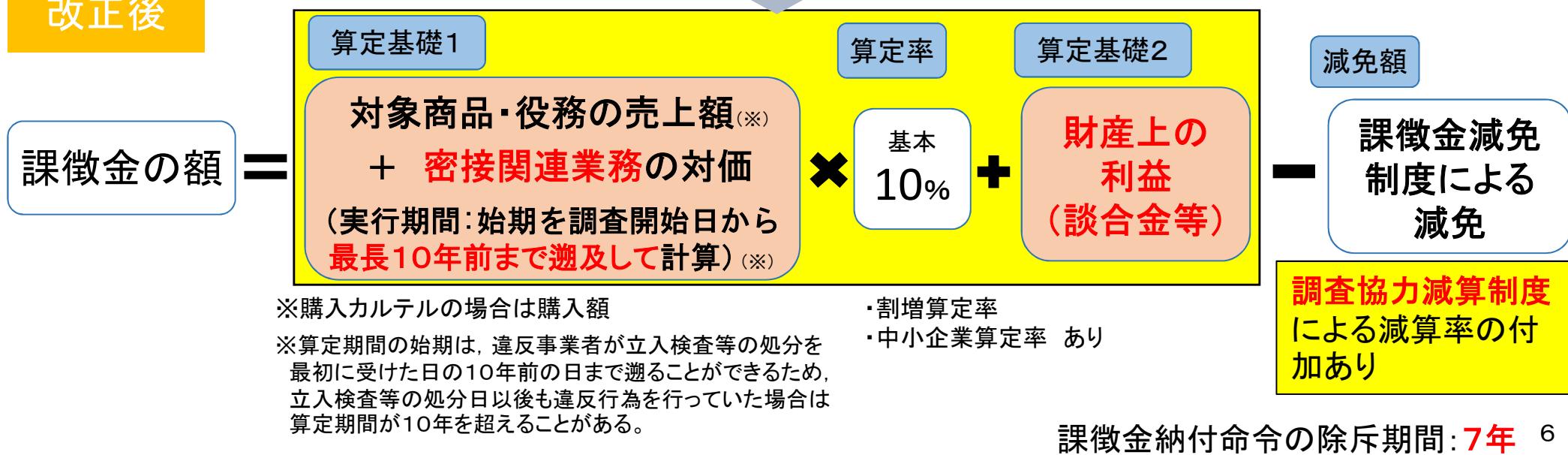
2. 課徴金制度の見直し

改正前後の課徴金制度の比較(不当な取引制限)

改正前



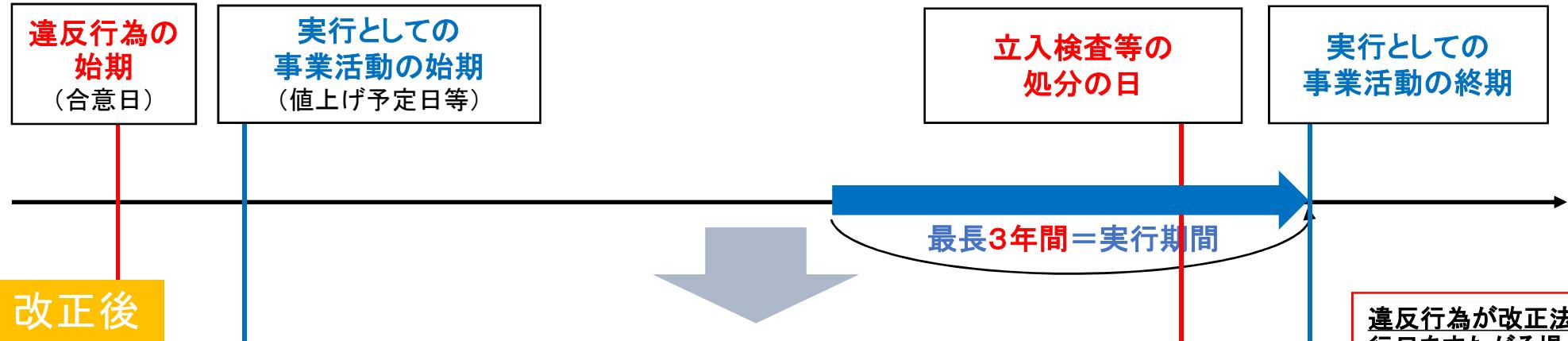
改正後



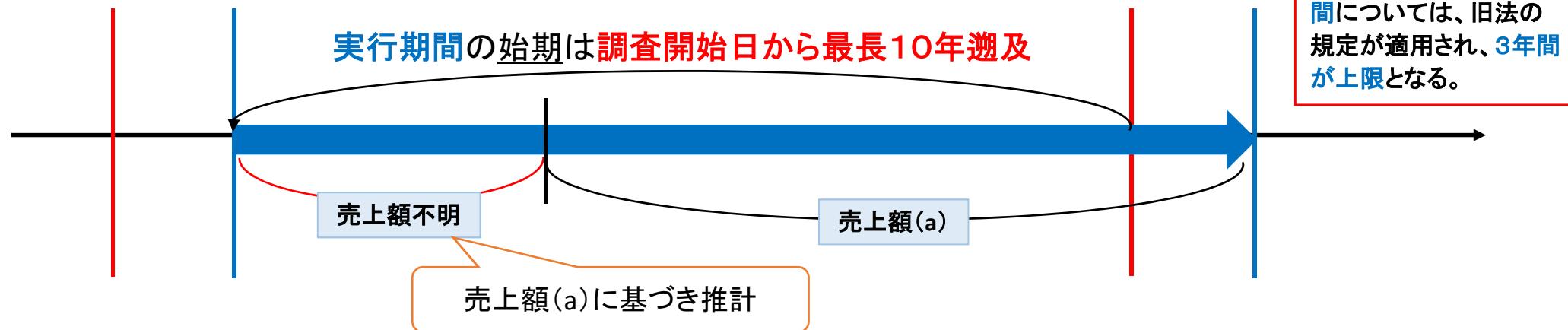
算定期間の延長と推計規定の整備

改正前

○実行期間：最長3年（「実行としての事業活動」の終了日から最長3年前まで遡及）



○実行期間：始期を調査開始日から最長10年前まで遡及して計算



※ 事業者が課徴金の計算の基礎となるべき事実の報告等を行わないために売上額が不明な期間が生じる場合

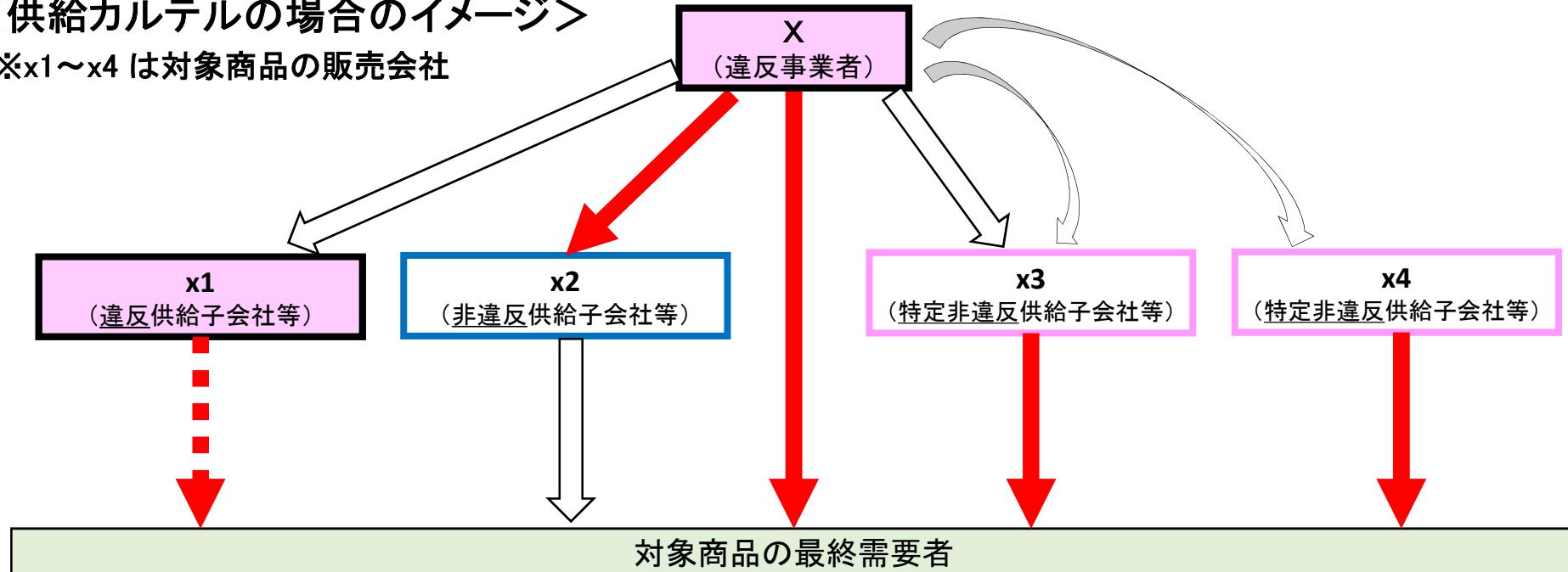
- 違反事業者の実行期間（把握できた期間）における売上額の日割平均額に推計対象期間（把握できない期間の日数）を乗じる方法で把握できない期間の売上額を推計

算定基礎の追加①(グループ企業(完全子会社等)の売上額等)

- 違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額(購入額)を算定基礎に算入

<供給カルテルの場合のイメージ>

※x1～x4 は対象商品の販売会社



(注1) → : 違反事業者Xに対する課徴金の算定基礎となる取引 (注2) ▶▶ : 違反事業者Xではなく違反供給子会社等x1に対する課徴金の算定基礎となる取引

(注3) ⇛ : 課徴金の算定基礎とならない取引

(注4) ⌂ : 対象商品の供給に係る指示又は情報

(注)「違反事業者」

⇒ 違反行為をした事業者

「特定非違反供給子会社等」

⇒ 違反事業者の完全子会社等であって対象商品(役務)を供給しているもので、自らは違反行為をしていないが、当該違反事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき対象商品(役務)を供給したもの

算定基礎の追加②(密接関連業務の対価)

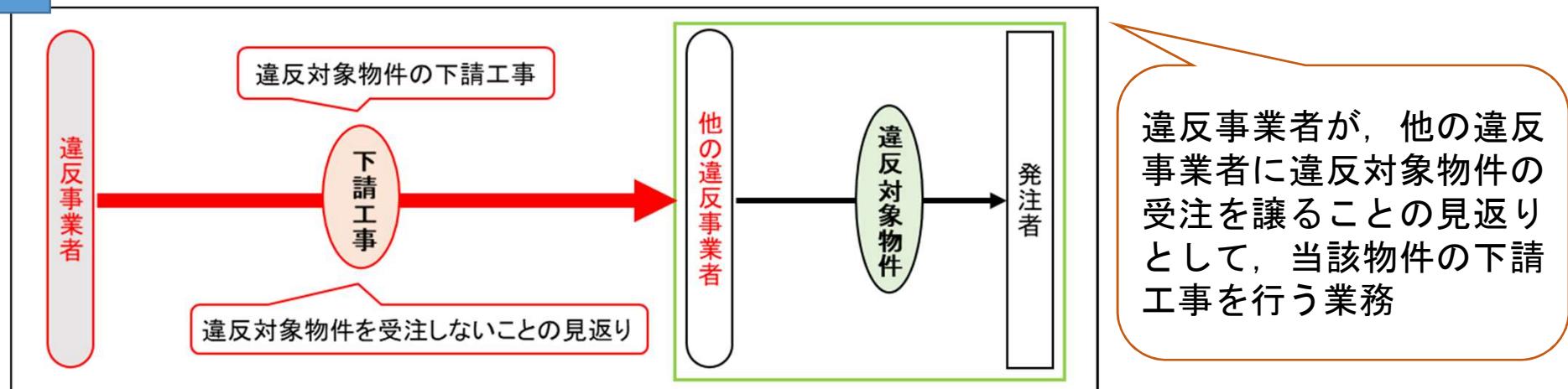
➤ 密接関連業務の対価を算定基礎に算入

(対象)商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品・役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等(当該違反行為をしていないものに限る。….)が行ったものの対価の額に相当する額

○不当な取引制限（入札談合・カルテル）

- ・密接関連業務: 違反行為の対象となった商品又は役務を供給しないことを条件として行う、当該違反行為に係る商品又は役務の供給に必要な業務(製造、販売、加工等)

例



○支配型私的独占

- ・密接関連業務: 違反行為の対象となった商品又は役務を受ける者(需要者)に対して行う、その供給を受けるために必要な情報の提供、事務の管理等の業務

例

施設工事の入札における受注予定者の決定、入札価格の決定等を行っていた事業者が、発注者から委託を受けていた当該工事に係る施主代行業務（入札執行の補助等）

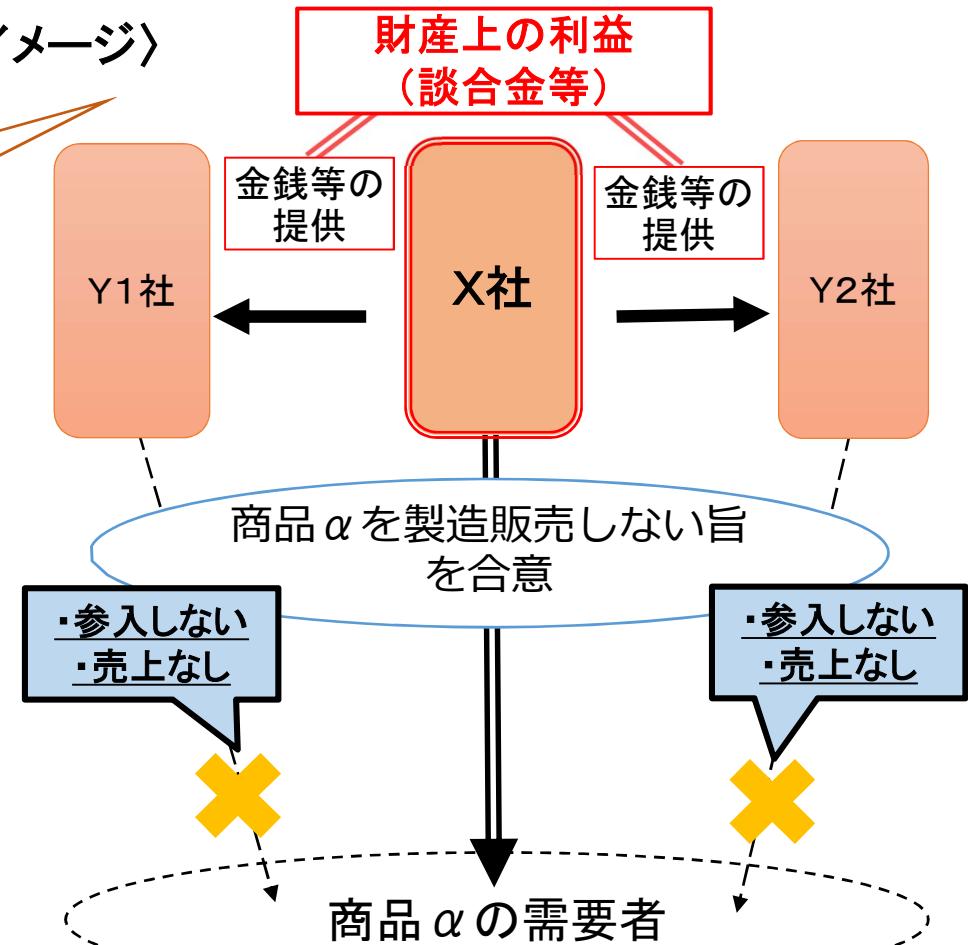
算定基礎の追加③(談合金等)

➤ 談合金等を算定基礎に算入

(対象)商品又は役務を他の者…に供給しないこと又は他の者から…供給を受けないことに
関し、手数料、報酬その他名目のいかんを問わず当該事業者及びその完全子会社等が得た金
銭その他の財産上の利益に相当する額

〈数量カルテルの場合のイメージ〉

売上額以外から生じる財産上の利益
(談合金等)も課徴金の算定基礎に
加え、当該額の100%を課徴金額と
する。



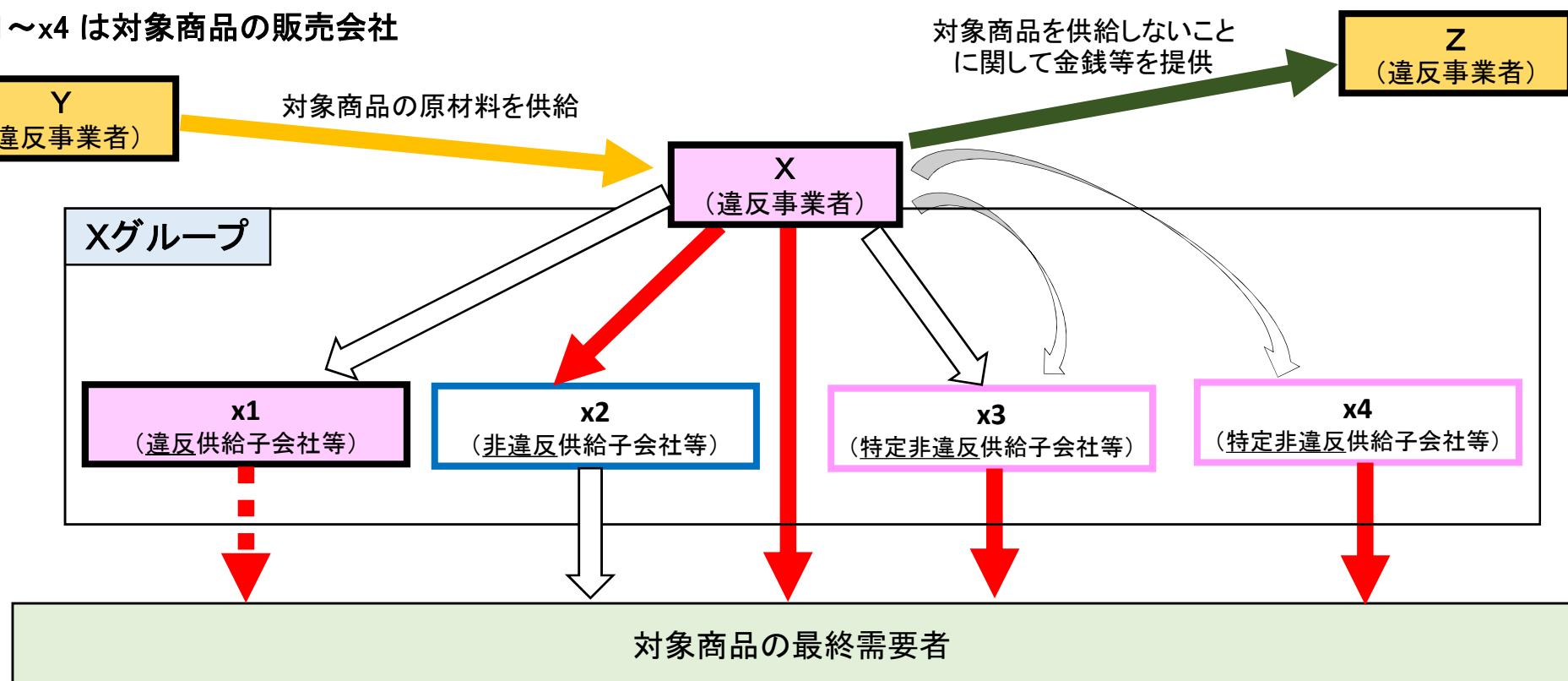
算定基礎の追加(まとめ)

▶ 今回の改正により、次の3つが算定基礎に追加

- ①違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額(購入額)
- ②密接関連業務の対価
- ③談合金等相当額

<供給カルテルの場合のイメージ>

※x1～x4は対象商品の販売会社



(注1) → :違反事業者Xに対する課徴金の算定基礎となる取引

(注3) ⇫ :課徴金の算定基礎とならない取引

(注5) ⚡ :違反事業者Yに対する課徴金の算定基礎となる取引(密接関連業務)
※Xの最終需要者に対象商品を供給しないことが条件

(注2) ... → :違反事業者Xではなく違反供給子会社等x1に対する課徴金の算定基礎となる取引

(注4) ↗ :対象商品の供給に係る指示又は情報

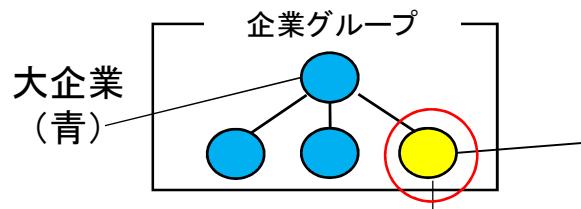
(注6) ➔ :違反事業者Zの課徴金の算定基礎となる金銭等(談合金等)

算定率の見直し

- 業種別算定率・早期離脱に対する軽減算定率 → 廃止
- 中小企業算定率 → 適用範囲を実質的な中小企業に限定

改正前

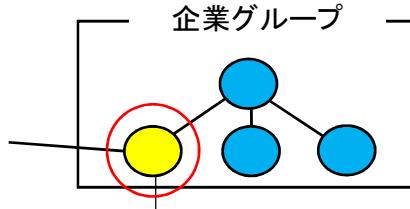
	製造業等	卸売業	小売業
基本	10%	2%	3%
中小	4%	1%	1.2%



大企業グループに属する中小企業にも
中小企業算定率が適用される

改正後

	全業種
基本	10%
中小	4%



同一企業グループに大企業が1社でもいる
場合は、中小企業算定率は適用されない

業種別算定率
業種別の算定率を廃止

中小企業算定率
同一企業グループ内の全ての事業者が中小企業である場合に限定して、中小企業算定率を適用

繰り返し違反に対する割増算定率の適用対象を整理

- 調査開始日から遡り10年以内に完全子会社が納付命令等を受けたことがある事業者による繰り返し違反、納付命令等を受けたことがある事業者と合併した事業者又は納付命令等を受けたことがある事業者から当該納付命令等の対象事業を承継した事業者による繰り返し違反の場合も割増算定率(15%)を適用
- 一回目違反行為 α についての納付命令等の時点で二回目違反行為 β を終了していた場合は除外

主導的役割に対する割増算定率の適用対象を拡大

- 違反行為等にかかる資料の隠蔽・仮装行為 又は
- 課徴金減免制度における事実の報告・資料提出若しくは調査協力減算制度における協議の申出を行わないことを他の事業者に要求等し、違反行為を容易にすべき重要なものをした者も割増算定率(15%)を適用

3. 調查協力減算制度

調査協力減算制度とは

- 申請順位に応じた減免率に、事業者の**実態解明への協力度合い**に応じた減算率を付加する制度
- 事業者による協力の内容とそれに対応する減算率については、事業者と公正取引委員会の間で**協議**、**合意**の上で決定される

(※) 令和2年12月25日以降に減免申請を行った事業者に対して同制度が適用される。

調査協力減算制度の目的

事業者が公正取引委員会の事件調査に協力するインセンティブを高めることにより、効率的かつ効果的な事件の真相解明並びに違反行為の排除及び抑止を図る

関係法令等

- 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則(規則)
- 調査協力減算制度の運用方針(運用方針)

調査協力減算制度の概要

適用される減免率

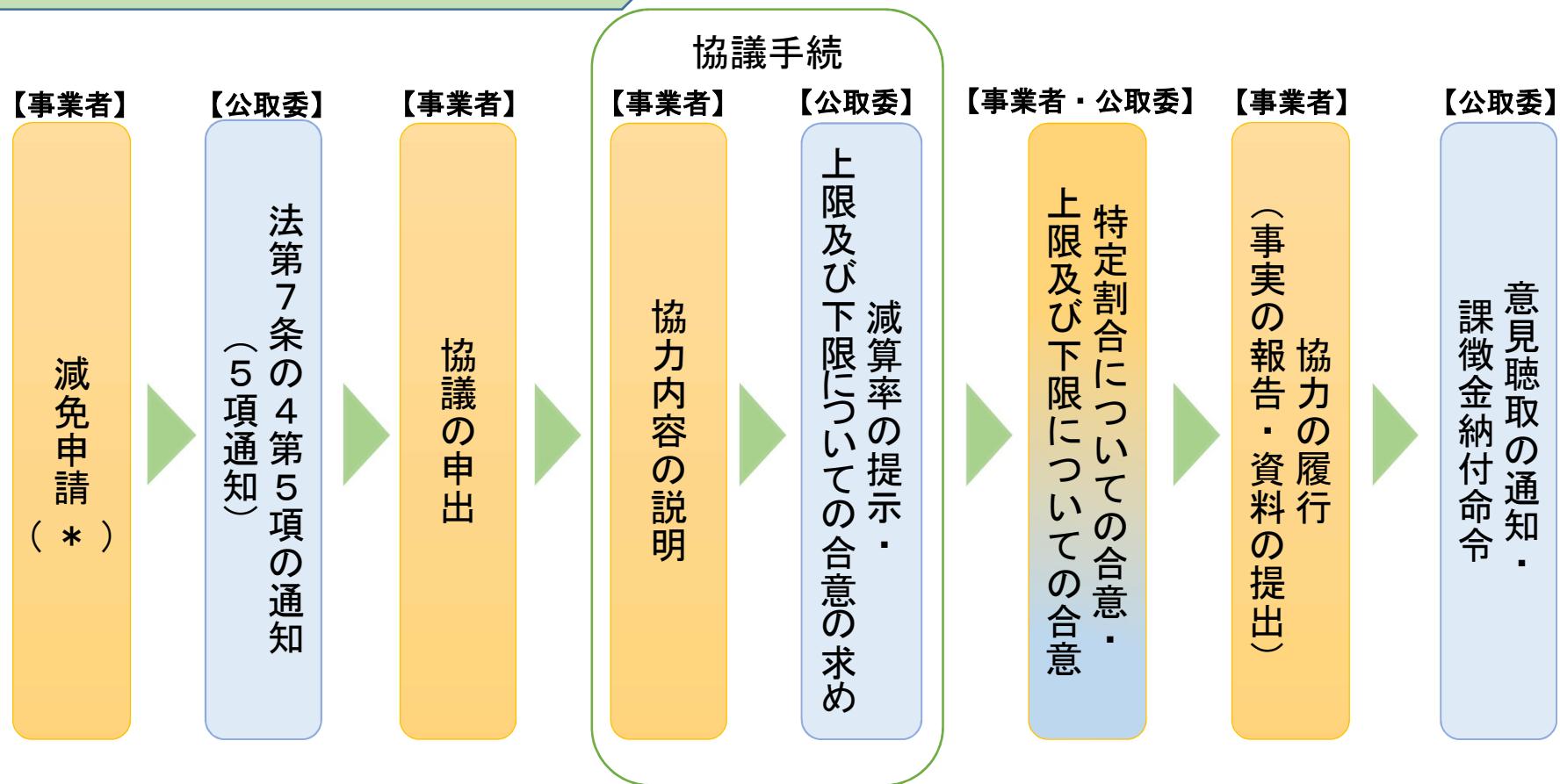
調査開始	申請順位	申請順位に応じた 減免率 (課徴金減免制度)	事件の真相の解明に資する 程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
前	1位	全額免除	※1	全額免除
	2位	20%		最大60%
	3～5位	10%		最大50%
	6位以下	5% ※2	最大40%	最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め 最大5社まで)	10%	最大20%	最大30%
	上記以下	5% ※2		最大25%

※1 調査開始日前1位の課徴金減免申請者は、調査協力減算制度の対象とならない。

※2 課徴金減免申請者数の上限は撤廃された。

調査協力減算制度の手続

(1) 手続の流れ



(*) 減免申請の方法をファクシミリから電子メールに変更(規則第4条及び第7条)

(詳細は後記「5. 減免申請方法の変更」)

調査期間を通じて、公正取引委員会は事業者との密接なコミュニケーションを行う。

(2) 協議(規則第14条・運用方針3(1)及び(2)ア)

- 事業者は、調査協力減算制度における報告等の内容について説明
→協力の内容には、公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じること
(法第7条の5第1項第1号口及びハ)を必ず盛り込まなければならない。
 - 公正取引委員会は、説明を受けて減算率を提示
-
- ◆ 協議の申出ができるのは、公正取引委員会が課徴金減免申請を受けた旨の通知(5項通知)を受け取った事業者に限られる。
 - ◆ 協議の申出の期限は、5項通知を受けた日から起算して**10開庁日**を経過する日まで。

(3)合意(運用方針3(2)イ)

①特定割合についての合意(法第7条の5第1項)

課徴金減免制度における報告等の内容を含め、事業者が合意時点までに把握している事実等を評価して、合意において定める特定の減算率(特定割合)を適用する合意

②上限及び下限についての合意(法第7条の5第2項)

事業者が合意後に新たに把握し、公正取引委員会に報告等した事実等を評価して、合意において定める上限と下限(事業者が合意時点までに把握している事実等を評価して定める割合:特定割合)の範囲内で、公正取引委員会が決定する減算率(評価後割合)を適用する合意

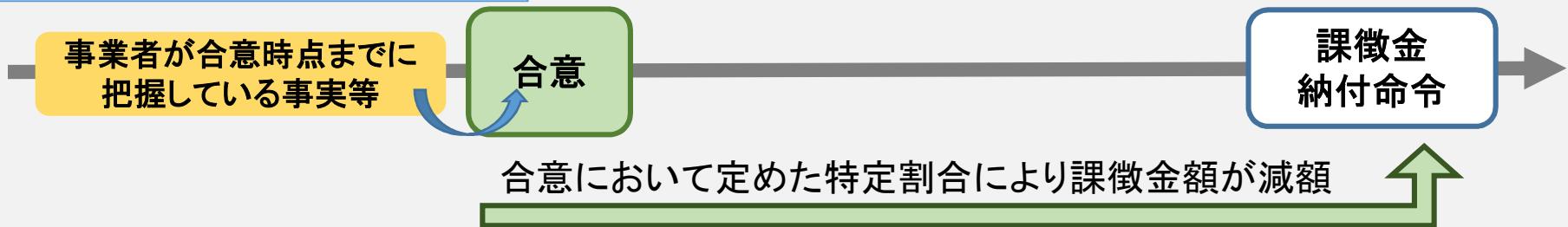
調査期間を通じた協力の内容が減算率に反映されることは、事業者にとっても有益と考えられることから、公正取引委員会は通常、「②上限及び下限についての合意」の求めを行うことになる。

(4) 協力の履行、減算率の決定(運用方針3(3)及び(4))

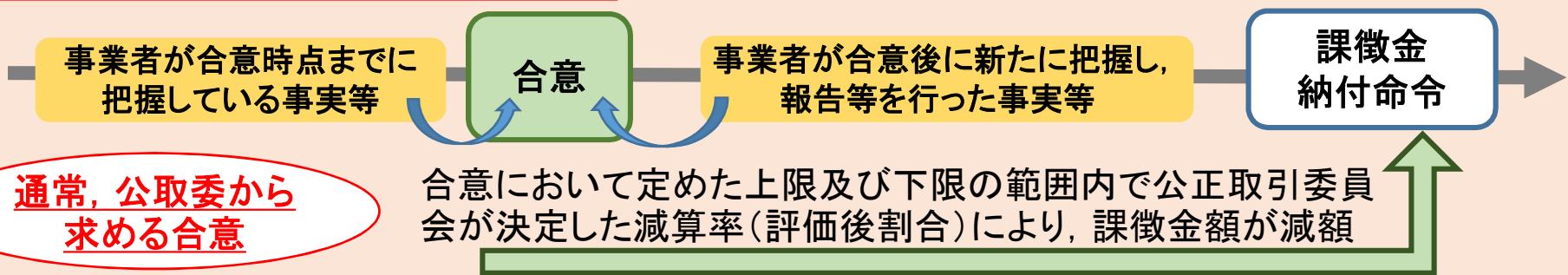
- 事業者は、合意した協力内容を、合意で定めた期限までに履行
- 公正取引委員会は、事業者の報告等の内容について事件の真相の解明に資する程度を評価して、減算率を決定し、適用

減算率の決定過程

①特定割合についての合意



②上限及び下限についての合意



(5) 評価における考慮要素(運用方針4(1))

- ①具体的かつ詳細であるか否か(具体的かつ詳細)
- ②「事件の真相の解明に資する事項」について網羅的か否か(網羅的)
- ③当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否か(裏付け)

- 特定割合及び評価後割合は、事業者が行った報告等の内容による事件の真相の解明に資する程度に応じて判断される。
- 事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、事業者が行った報告等の内容が、上記①②③の各要素をそれぞれ満たしているか否かを考慮する(※)。

※ 各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる事件の真相の解明に資する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相解明の状況を踏まえることとなる。

(6) 事件の真相の解明に資する事項(規則17条・運用方針4(2)及び別紙)

違反行為に係る事項	違反行為の対象となった商品又は役務
	違反行為の態様
	違反行為の参加者
	違反行為の時期
	違反行為の実施状況
	その他違反行為に係る事項
課徴金に係る事項	課徴金額の算定の基礎となる額
	課徴金額の算定率

- 審査官等が行う供述聴取等において、従業員等の供述によって公正取引委員会が把握した事実については、上記事項に係る事実としては評価しない。
- しかし、当該供述内容を、事業者が報告等を行った場合には、上記事項に係る事実として評価する。

(7) 減算率(運用方針4(3))

- 減算率は3つの「評価における考慮要素」(①具体的かつ詳細, ②網羅的, ③裏付け)を満たした個数に応じた3段階(高い, 中程度, 低い)で定められる。

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い (全ての要素を満たす)
20%	10%	中程度である (二つの要素を満たす)
10%	5%	低い (一つの要素を満たす)

- 上限及び下限についての合意をする場合, 公正取引委員会が提示する減算率の上限は, 通常, 調査開始日前に課徴金減免申請をした事業者は40%, 調査開始日以後に課徴金減免申請をした事業者は20%となる。

コンプライアンスの推進と留意点

コンプライアンスの推進

- 企業が独占禁止法コンプライアンスを推進することは、実効性のある調査協力につながる
- 調査協力減算制度の利用には従業員の協力が必要不可欠



社内リニエンシー制度の整備

- 社内リニエンシー制度とは、従業員が独占禁止法違反行為に関与した場合において、当該従業員が自主的に違反事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮する取扱いのこと
- 独占禁止法違反行為の社内における早期発見と、その後の社内調査や公正取引委員会等による調査における関係従業員の協力姿勢の確保につながる方策として導入されている
- 社内リニエンシー制度を整備するに当たっては、できる限り、①社内規定において懲戒内容の軽減を考慮する旨を明記すること、及び②社内リニエンシー制度の存在とその内容を従業員に対して明確に周知することが望ましい

内部通報制度の整備

- 内部通報制度とは、法令や社内規定等に違反するような行為に関する社員による通報又は自主申告を受け付けるための窓口のこと
- 内部通報制度は、水面下で生じている問題行為に関する情報を入手する上で重要な手段であり、内部通報制度を設けるだけでなく、利用されるものとすることが必要
- 内部通報制度の存在やその意義、具体的な利用方法を従業員に対して十分に浸透させることが重要



留意点(従業員に対する取扱い)

- 調査協力減算制度が十分に機能するためには、公正取引委員会の調査に協力した従業員を、その供述内容等により、不当に不利益な取扱いをすることのないようにする必要がある

- 令和2年12月25日から、課徴金の減免申請の方法が変更され、
ファクシミリから電子メールへ (※)

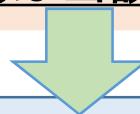
※ 同日以降、ファクシミリによる課徴金の減免申請は受け付けられなくなる

電子メールの送付先:genmen-2020●jftc.go.jp

(迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」と記載。
電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えが必要)

<注意事項>

メールシステムの設定等によっては、公正取引委員会に電子メールが到達するまでに時間を要する場合又は届かない場合がある。また、電子メールにウイルスが含まれている場合には、公正取引委員会は当該電子メールを受信できない。



電子メールを送信した際には、課徴金減免管理官に対して受信の有無を電話で問い合わせることを推奨

4. 判別手続

判別手続とは

令和元年改正独占禁止法により導入された
新たな課徴金減免制度(リニエンシー)をより機能させる

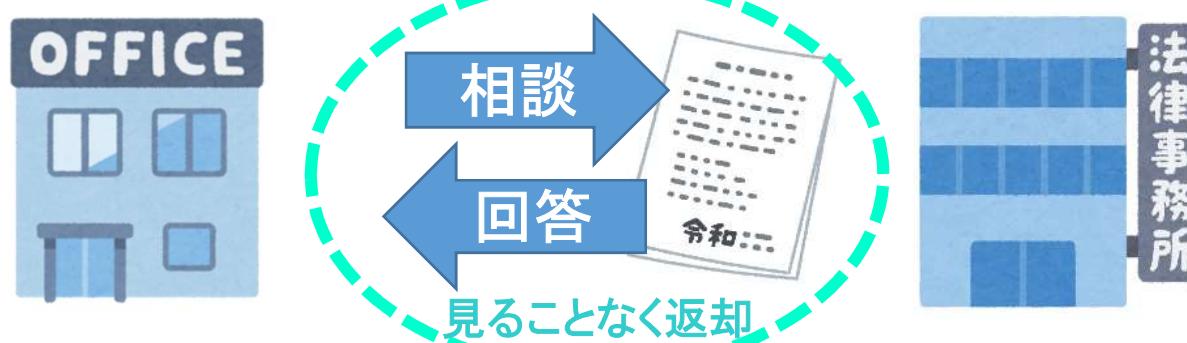
等の観点から

公正取引委員会に提出を命じられた文書等のうち、
判別手続の対象になることが確認された文書等は

独禁法違反被疑事件の調査官(審査官)が
その内容にアクセスする(見る)ことなく事業者に返却

する手続

※電子データは原則として物件と同様に取り扱う

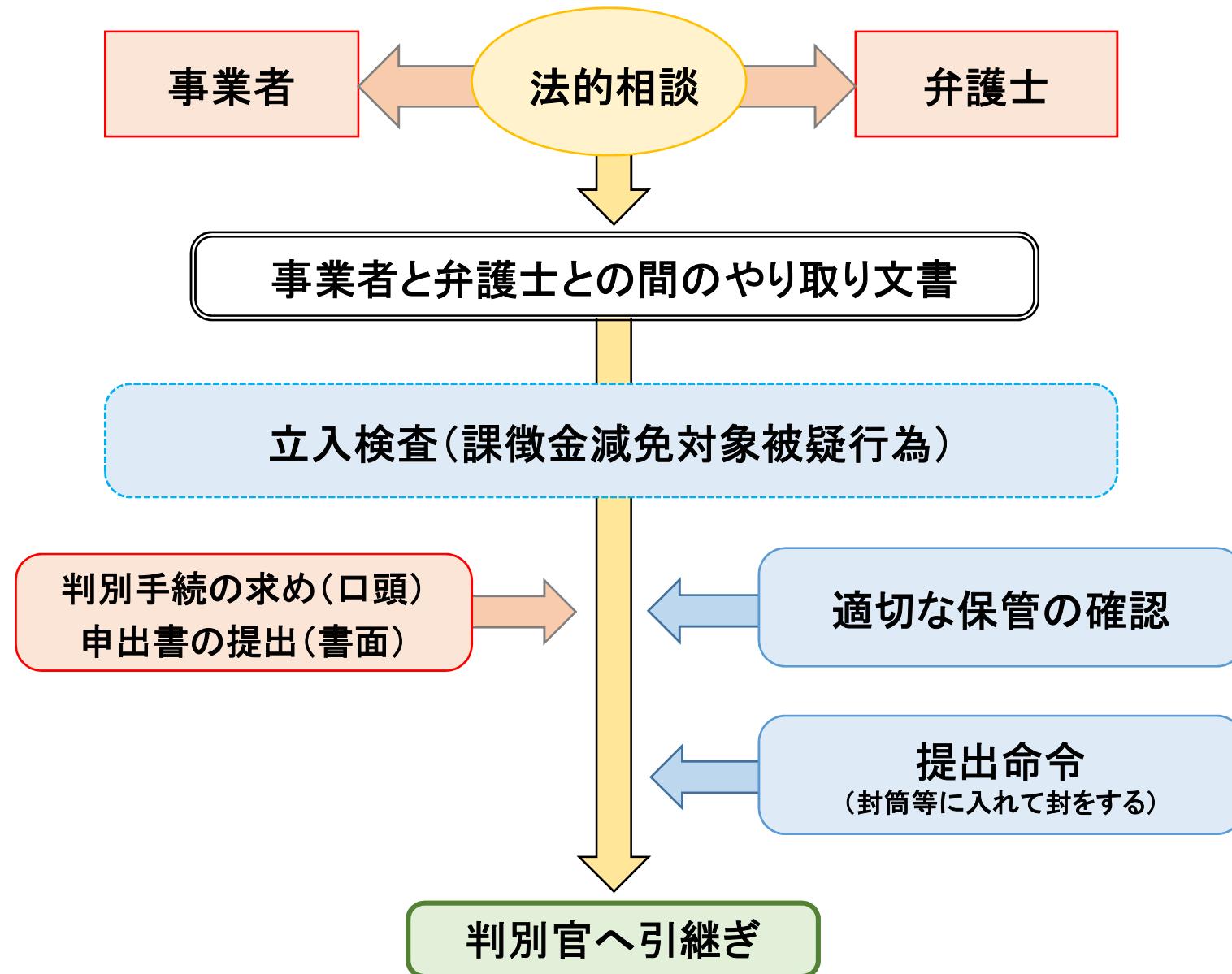


令和2年12月25日から運用開始

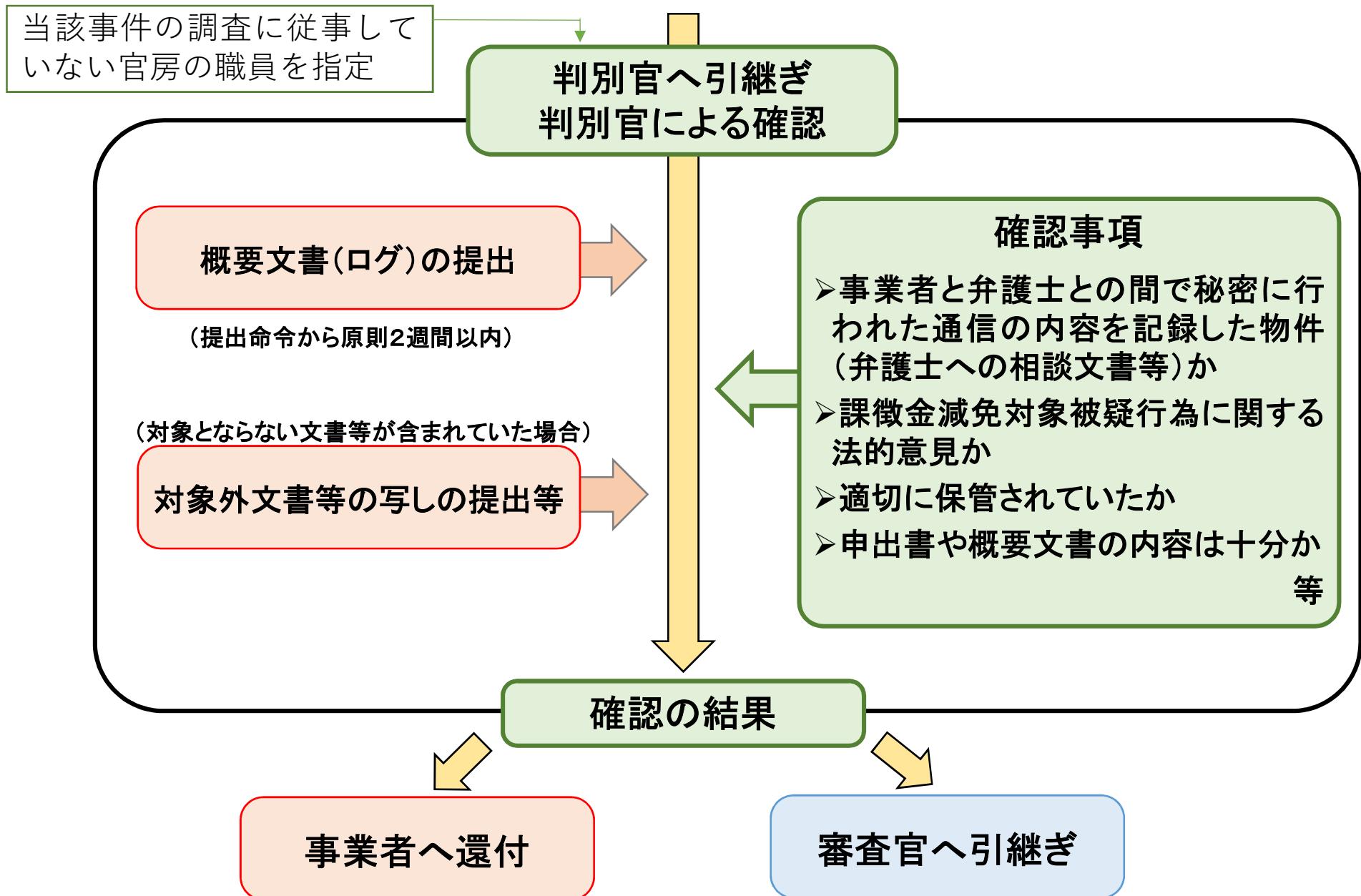
いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権と判別手続

- 日本では、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権を認める明文上の規定はなく、かつ、他の行政手続や司法手続も含めて実務上これが認められていない
- 判別手続は、他の行政手続や司法手続に影響を及ぼすおそれのない範囲で、可能な限り国際水準との整合性を図るよう留意して整備
 - 判別手続の対象は、独占禁止法固有の課徴金減免対象被疑行為に係る行政調査手続に限定
 - 公正取引委員会は、独占禁止法第76条第1項の規則制定権を根拠とする規則において判別手続を整備

判別手続の流れ



判別手続の流れ



判別手続の流れ

【判別官の基本スタンス】

判別官は、事業者と丁寧にコミュニケーション(面談・電話等)を取りながら、物件等が判別手続による還付の要件を満たすか確認していく

【結果の伝達】

要件を満たす場合: 還付する旨を事業者に通知

満たさない場合: 要件を満たさないため審査官に引き継ぐ旨及びその理由を通知

【審査官に対する還付請求】

判別官が審査官に引き継いだ物件について、事業者が還付請求(文書)

審査官が留置の必要があると判断した物件は、遅滞なく、還付の請求を却下する旨を文書により通知

※ 通知において、当該却下に対し審査規則第22条第1項の規定に基づく異議の申立て又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により取消訴訟を提起することができる旨を教示

確認事項(審査規則第23条の3第1項各号)

- 一 特定通信の内容を記録したものであること。
- 二 特定通信の内容の基礎となる事実その他の特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれていないこと又は当該特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれている場合に特定行為者が当該内容と同一の内容のものを委員会に提出又は報告したこと。
- 三 課徴金減免対象違反行為を行うこと若しくは行うことを容易にすること又は検査を妨害することその他違法な行為を行うことに関する内容を記録したものでないこと。
- 四 特定物件の表面その他の見やすい箇所に特定通信の内容を記録したものである旨が表示されていること。
- 五 前号に規定する表示がされていることのほか、特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して保管され、特定通信の内容を知る者の範囲についてその内容の秘密を保持するための措置が講じられていることにより、適切に保管されていたこと。
- 六 概要文書の記載に誤りがないこと。

- 特定通信の内容を記録したものであること。

■ 特定通信

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信（審査規則第23条の2第1項）

【課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見】

例：事業者の行為がカルテルかどうかについての法的評価や、社内調査しリニエンシー申請を行うことを勧める法的助言

- ✗ 社内調査等を通じて把握した、カルテル等が疑われる会合で話し合われた内容や出席者等の事実そのもの
- ✗ 他の被疑行為（独禁法の他の禁止行為や他法令に係るもの）に関する法的評価

確認のポイント

- 特定通信の内容を記録したものであること。

■ 特定通信

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信(審査規則第23条の2第1項)

【事業者...との間で行われた通信】

事業者が法人の場合、事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者(相談担当者)が通信を行うことが必要

例: 法務部門の役員等

※ 法務部門がない場合は、例えば、総務部門など、担当・所掌業務の実態等を踏まえ個別に判断

確認のポイント

- 特定通信の内容を記録したものであること。

■ 特定通信

課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信(審査規則第23条の2第1項)

【弁護士...との間で行われた通信】

・弁護士法の規定による弁護士

✗ 外国弁護士等※は含まれない

※ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和61年法律第66号)に規定する外国弁護士及び外国法事務弁護士

・事業者から独立して法律事務を行う者

✗ 組織内弁護士(事業者と雇用関係にある弁護士)は該当しない

例外: ✓ 課徴金減免対象被疑行為の発覚等を契機

+

✓ 事業者からの文書による指示あり

+

✓ 事業者の指揮命令監督下になく独立して業務遂行していること

確認のポイント

— 特定通信の内容を記録したものであること。

■ 特定通信の内容を記録したもの

特定通信の内容を記録した物件であり、事業者又は事業者から相談を受けた弁護士が作成・取得した文書等



例: 特定行為者から弁護士への相談文書

弁護士から特定行為者への回答文書、

弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書、

弁護士が出席する社内会議で当該弁護士との間で行われた法的意見についてのやり取りが記載された社内会議メモ

形式面(事実に関する記載の有無・その分量の多少等)のみでは判断せず、全体として弁護士との相談文書・回答文書といえるかどうかによって判断

二 特定通信の内容の基礎となる事実その他の特定通信の内容に当たらない内容を記録したもののが含まれていないこと…

■ 対象外文書等

✓ 一次資料

役員等の手帳やノート、会合の内容が記載されたメモ、出張決裁文書等

✓ 事実調査資料

課徴金減免対象被疑行為に関与したとされる役員等に対して行ったヒアリング記録、課徴金減免対象被疑行為に関する社内アンケート調査結果等

✓ 他法令等に関する法的意見の内容を記載した文書等

独占禁止法以外の法令の規定又は独占禁止法の課徴金減免対象被疑行為以外の規定に関する法的意見について、特定行為者が弁護士に対して行った相談又はそれに対する当該弁護士が行った回答を記載したもの

確認のポイント

ニ …又は当該特定通信の内容に当たらない内容を記録したものが含まれている場合に特定行為者が当該内容と同一の内容のものを委員会に提出又は報告したこと

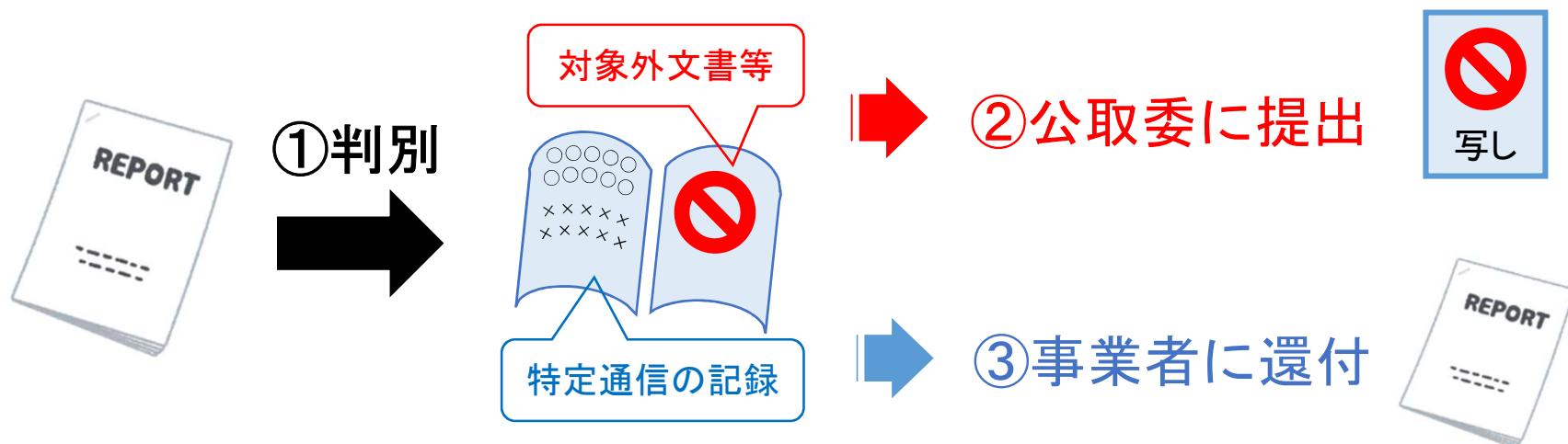
■ 対象外文書等が含まれている場合

その写しの提出等を行うことで物件全体の還付を受けることが可能

※ 当該写しは判別官から審査官に共有される

(例)相談文書にヒアリング記録が添付されていたもの

回答文書に他法令に関する法的意見の記載も含まれているもの



三 課徴金減免対象違反行為を行うこと若しくは行うことを容易にすることと又は検査を妨害することその他違法な行為を行うことに関する内容を記録したものでないこと

■ 検査妨害通信等に関するもの

例：事業者が弁護士に対して独占禁止法違反行為の隠蔽に係る助言を依頼した文書

例：公正取引委員会の調査があった場合の証拠破棄手順の計画・準備等を内容とした弁護士からの回答文書

※ 弁護士が「独占禁止法上問題となる可能性は低い」との法的意見を伝えたとしても、通常、そのことのみで課徴金減免対象違反行為を「行うことを容易にすること」には当たらない

確認のポイント

四 特定物件の表面その他の見やすい箇所に特定通信の内容を記録したものである旨が表示されていること

■ 特定通信の内容を記録したものである旨の表示

例:「公取審査規則特定通信」

「公取審査規則第23条の2第1項該当」

※「秘匿特権」や「厳密」など、判別手続の対象となる物件以外にも付されることが一般的な表示のみでは足りない(併記は可)

■ 表面その他の見やすい場所

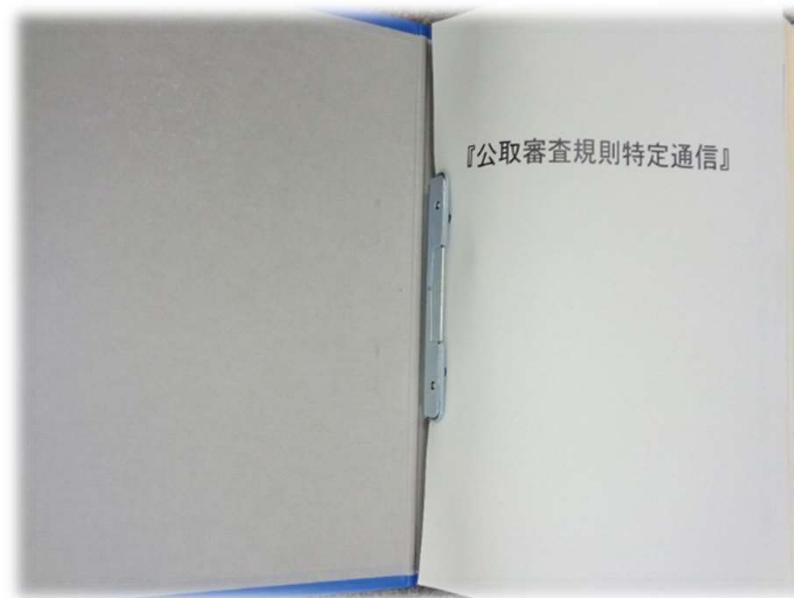
例	○適切な表示	×不適切な表示
複数の文書等をまとめてファイル等に保管している場合	ファイル等の背表紙等に表示	文書等にのみ表示
電子ファイルの場合	ファイル名の一部に表示	本文にのみ表示
電子メールの場合	件名の一部に表示	本文にのみ表示

× 不適切な例

表示なし



ファイルの内側のみ表示



別の表示

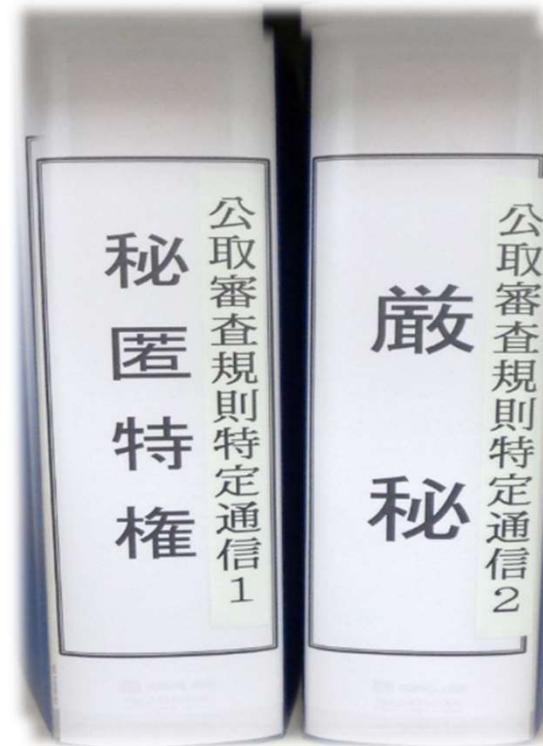


○ 適切な例

例示表示に沿った対応



併記による対応



確認のポイント

五 …特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して…適切に保管されていたこと

■ 特定の保管場所

事業者として管理する特定の保管場所(弁護士に相談することを事務として取り扱う部署又は役員等が管理する場所に限る)

例	○適切な保管場所	×不適切な保管場所
物件の場合	法務部門等の書架等	違反被疑行為に関わった事業部門やその役員等が管理する場所
電子ファイルの場合	法務部門の共有フォルダ等	違反被疑行為に関わった事業部門やその役員等が管理するフォルダ等
電子メールの場合	特定のメールアカウント	通常業務を行うメールアカウント

確認のポイント

五 …特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して…適切に保管されていたこと

■ 外形上区別

特定通信文書等とそれ以外のものを保管していた場所とが外観上区分されていること

例	○適切な区別
物件の場合	書架等に特定通信の内容を記録した物件以外の物件が保管されていない (同じ書架等に他の物件を保管する場合は、保管する棚〔スペース〕を分けるなどして区分)
電子ファイルの場合	特定通信の内容を記録した電子データが保存されていることを表示したフォルダに保存され、当該フォルダに特定通信の内容を記録した電子データ以外の電子データが保存されていない
電子メールの場合	特定のメールアカウントで送受信

× 不適切な例

その他の物件が混ざっており、整理されていない

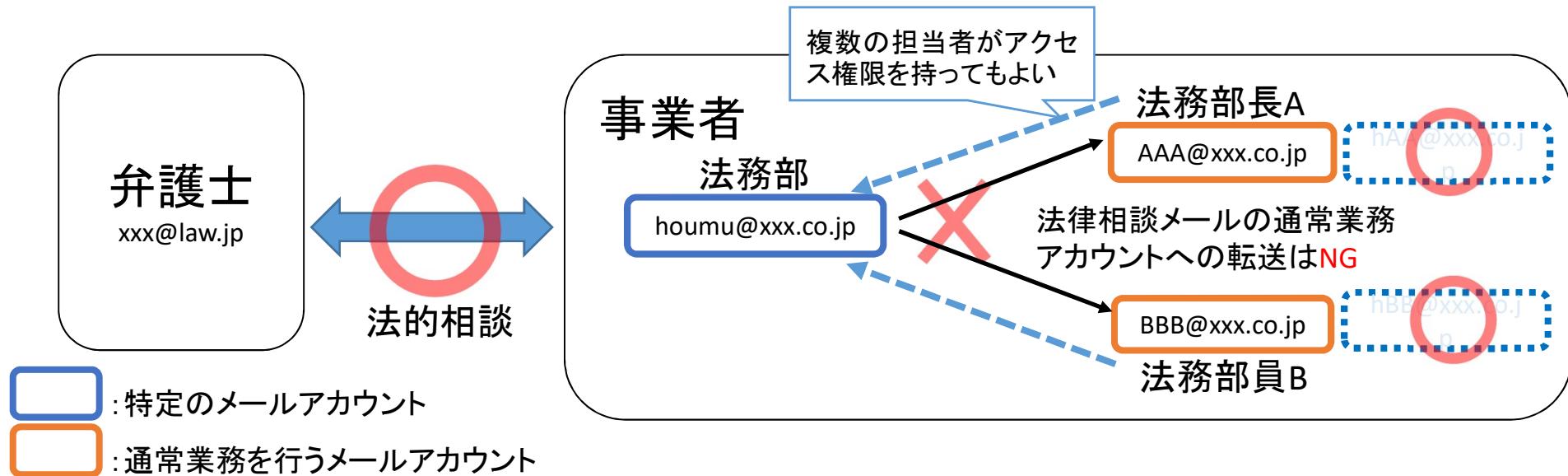


五 …特定物件が特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して…適切に保管されていたこと

■ 特定のメールアカウント

特定のメールアカウントとは、通常業務を行うメールアカウントとは異なるアカウント、つまりは特定通信の内容を記録した電子メールの送受信にのみ使用するアカウントのこと。

相談担当者や特定事案ごとに設けたり、1つの特定のメールアカウントを複数の相談担当者等で共有したりすることも可能



五特定通信の内容を知る者の範囲についてその内容の秘密を保持するための措置が講じられていることにより、適切に保管されていたこと

■ 内容を知る者の範囲についてその内容の秘密を保持

特定データの内容を知る者の範囲がそれを知るべき者（相談担当者等）に制限されていたこと

例：特定通信の内容を記録した電子データの内容を知る者の範囲を法務部門の役員等に制限

【物件が他の行政機関等の調査等のために提出等されていた場合】

本取扱いの手続に影響を及ぼすものではなく、要件は欠けない

【外国弁護士等・グループ企業に共有されていた場合】

本手続の趣旨に照らした共有の必要性、秘密保持措置の状況等を踏まえ、個別に判断

【法務部門以外に共有されていた場合】

本手続の趣旨に照らした共有の必要性、共有先の担当・所掌事務の実態や対応等を踏まえ、個別に判断

判別手続において返却を受けるには、

- ①特定通信の内容を記録した物件が
②適切に保管
されていることが必要
- 提出命令の日から2週間以内に概要文書(作成日、共有者
者の範囲、保管場所等)を提出することが必要

→ 事前準備をしておくことが重要(適切な保管[表示・保管
場所・知るべき者の範囲]の実施状況の確認、概要文書に
必要な情報の整理など)

企業における事前準備

→ 事前準備を行わないまま公正取引委員会の調査が始まつたときは、判別手続を利用できない（調査開始後に、事後的に表示や保管場所等を整えたとしても不可）

例：違反被疑行為に関わった事業部門の役員等が、法務部門が管理する特定通信の内容が記録された電子データをコピーし、違反被疑行為に関わった事業部門の管理するフォルダやその役員等が管理するパソコンに保存していた

例：相談担当者が弁護士に対して電子メールで法律相談を行った際、その通信に利用した電子メールの件名等に適切な表示をしていない、特定のメールアカウントを利用してい

特集ページ・講師派遣の御案内

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

サイトマップ 音声読み上げ・文字拡大 ENGLISH

ENHANCED BY Google 検索

創意あふれる事業者と消費者の利益のために

公正取引委員会について 報道発表・広報活動 相談・手続窓口 独占禁止法 下請法 CPRC
(競争政策研究センター)

ピックアップ

- 新制度（改正法）特集（令和2年12月25日施行）
- よくある質問コーナー（独占禁止法）
- よくある質問コーナー（下請法）
- 動画で分かる公正取引委員会
- 各種ガイドライン

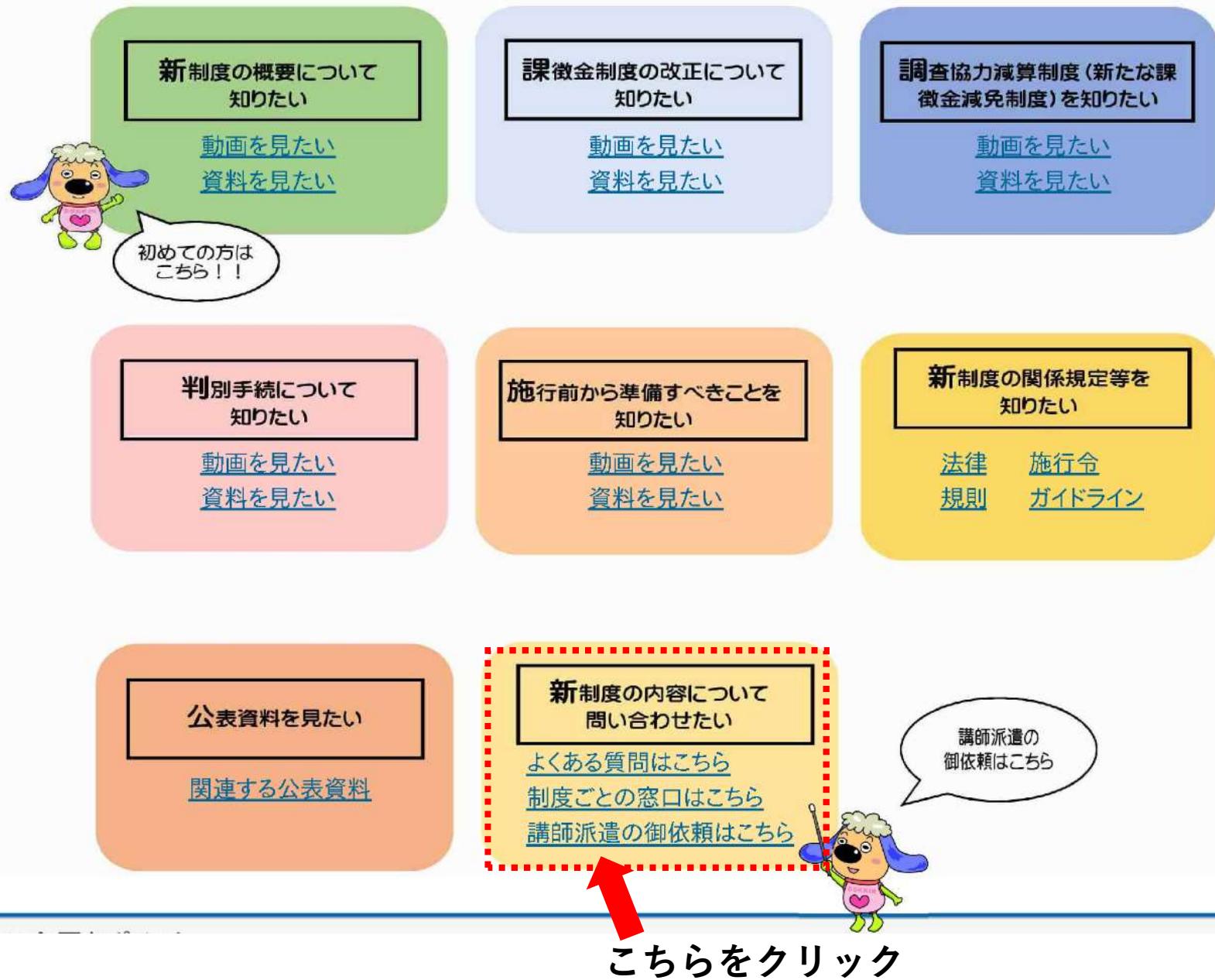
トピックス

- お知らせ 新型コロナウイルス感染症関連(令和2年5月13日更新)
- お知らせ 改正独禁法が令和2年12月25日に施行されます！特集ページは[こちらをクリック！](#)
- お知らせ 「下請取引適正化推進月間」の実施について
- お知らせ 令和2年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の決定について
- お知らせ 海外当社の動きを更新しました(令和2年9月30日更新)
- お知らせ 消費者保護対策特設ページを開設しました
- お知らせ デジタル・プラットフォーマーに関する取引実態や利用状況について、デジタル庁の分野を中心に情報を寄せください

こちらをクリック

特集ページ・講師派遣の御案内

新制度サイトマップ



特集ページ・講師派遣の御案内

令和元年改正独占禁止法に関する説明会・研修等への講師派遣について(御案内)

令和2年10月7日
公正取引委員会

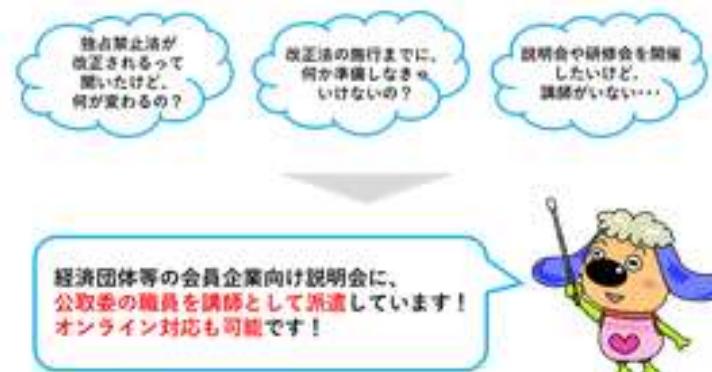
令和元年の改正独占禁止法の施行に伴い本年12月25日から導入される新制度は、

- ①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減算される、
- ②新たな手続である判別手続のための準備を日頃からしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことで、効率的に社内調査を実施することができ、新たな課徴金減免制度を活用しやすくなるなど、

新制度導入前のなるべく早い時期に準備を進めていただくメリットの大きい内容となっております。

公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、改正法施行前の事前準備やコンプライアンス確保にお役立てください。

※ 企業における社内研修等には、通常、講師派遣を行っておりませんので、関係事業者団体等に御相談いただくか、
公正取引委員会のHPに掲載されている説明用資料や動画を御活用ください。[\(特集ページへのリンク\)](#)



必要事項を記載の上、
kaiseihou2020@jftc.go.jpにメールでお申し込みください。

御清聴ありがとうございました。